

実験動物研究施設管理運営規程

(目的)

第1条 この規程は、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年4月28日環境省告示第88号）」、「大学等における動物実験について（文部省学術国際局長通知）（昭和62年5月25日文学情第141号）」並びに「動物の愛護及び管理に関する法律（平成26年5月30日法律第46号）」等の法令及び告示に基づき、本学の実験動物研究施設（以下「施設」という。）を適切に管理し、良質の実験動物管理を行うことにより、生命科学の教育及び研究の推進に寄与することを目的としている。

(管理運営委員会)

第2条 教授会規程第11条の規定に基づき、本施設の管理運営については、実験動物施設運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第3条 委員会は次の委員をもって構成する。

- (1) 委員長
- (2) 本施設を利用する主な研究室から各1名の委員
- (3) その他本施設の管理運営上必要と認められた者

第4条 委員長、委員は学長が任命する。

第5条 委員会は本施設の管理運営を適正かつ円滑に行うため、次の事項について協議する。

- 1 本施設の管理・運営に関する事項
- 2 本施設の増・改築に関する事項
- 3 本施設の予算に関する事項
- 4 動物の搬入、配置、飼育に関する事項
- 5 施設内の機器、器具、薬品及び備品に関する事項。
- 6 利用者への広報及び教育に関する事項
- 7 実験にかかわる実験動物研究施設管理運営規程等の制定または改廃
- 8 その他委員会が必要と認めた事項

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

第7条 委員会には飼育技術者を出席させ、報告させたり意見を聞くことができる。

(管理業務)

第8条 本施設には管理室を置く。

第9条 管理室は飼育管理者（実験動物研究施設運営委員会委員長）、飼育技術者（飼育管理者の下で、実験動物の飼育管理に従事する飼育主任者及び若干の補助員）及び

施設管理者（施設課課長）をもって構成する。

第10条 管理室は委員長の指示に従って、次の作業を行う。

- 1 施設の管理・運営（施設利用管理、施設の保守・洗浄・点検等）
- 2 動物の飼育管理（動物の入・退管理、動物の検収・配置、動物の飼育、飼料の供給・管理等）
- 3 事務的業務（委員会活動の補助、動物出納の管理・集計、利用者への広報・教育等）
（利用者）

第11条 本施設の利用者は、本学の教育職員、大学院学生、学部学生、研究員及び研究生であり、委員長により資格を認定された者とする。上記のうち本学教育職員以外の者が使用する場合には、本学教育職員の指導・監督を必要とする。ただし委員会が適当と求めた場合はこの限りでない。

第12条 本施設を利用する場合は、別に定める「実験動物研究施設利用法」に従わねばならない。

第13条 利用者が、第12条に定める事項に著しく違反した場合には、委員長はその利用を禁止することができる。

（改廃）

第14条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、理事会が決める。

附則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成20年9月19日から施行する。

附則

この規定は、平成27年2月20日から施行する。

附則

この規定は、平成28年9月16日から施行する。